

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の目的、構成等

千歳市（市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）又は、緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の目的、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の目的等

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び北海道国民保護計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、千歳市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画の目的及び計画に定める事項

市国民保護計画は、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等において市の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小限にすることを目的とする。このため、市国民保護計画においては、次に掲げる国民保護法第35条第2項各号に示す事項について定める。

市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

市が実施する国民保護法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民保護措置に関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し千歳市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 緊急処理事態への対処

資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、千歳市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(4) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(5) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(6) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(7) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(8) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の業務の大綱等

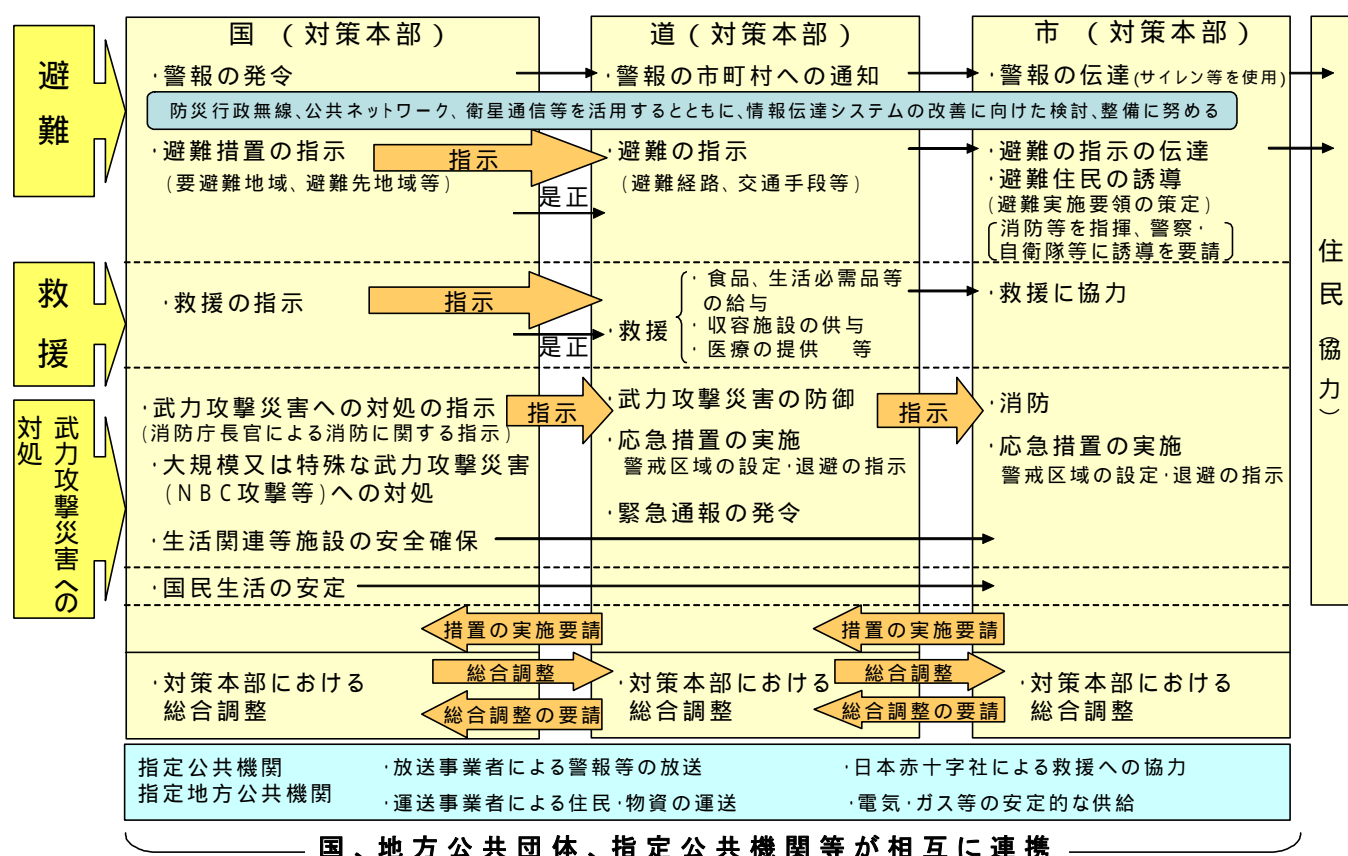
市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置の仕組み

武力攻撃事態等においては、国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携協力し、国全体として万全の態勢の下、国民保護措置を実施することとされている。

武力攻撃事態等における国、道、市、指定公共機関及び指定地方公共機関それぞれの国民保護措置等の基本的な仕組みについては、以下のとおりである。

【市における国民保護措置の仕組み】



○ 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市長等	1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 関係機関の連絡先については、資料編に記載

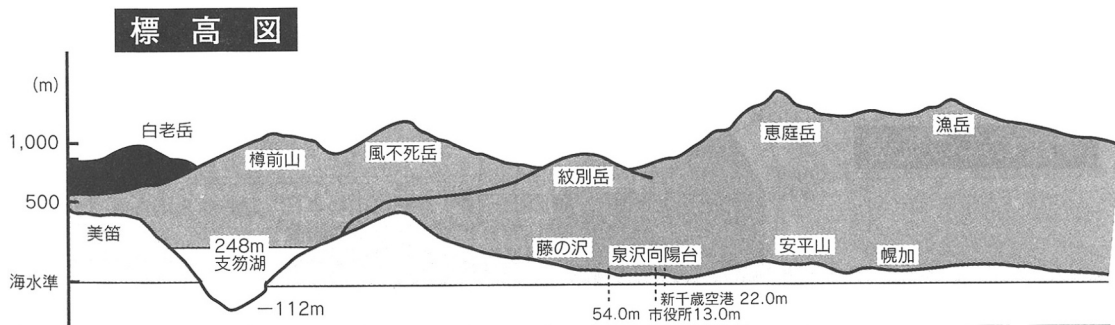
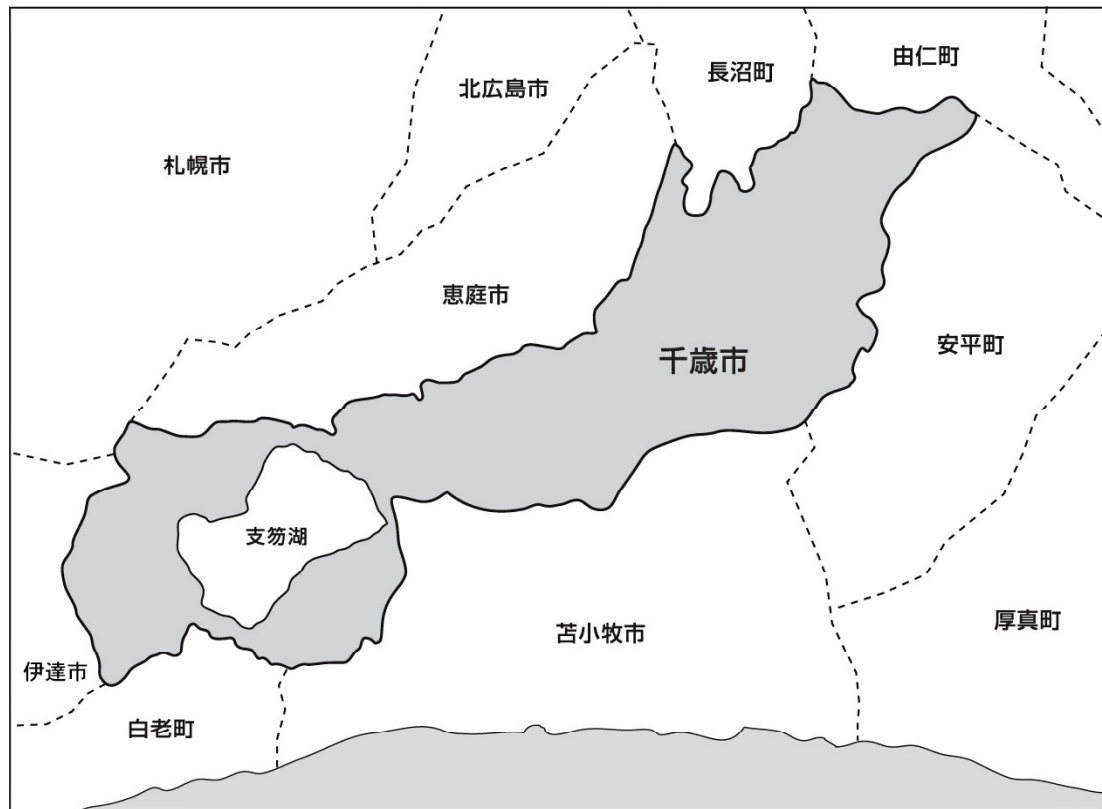
第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴について以下のとおり考察する。

(1) 地形

本市は、北海道の中南部・石狩平野の南端に位置し、市域は東西に細長く、札幌市、恵庭市、苫小牧市、伊達市、長沼町、由仁町、安平町、白老町に接している。

地形の特徴としては、西部は高台、山岳、湖沼で、支笏湖を源とする千歳川は本市の中央を流れ、石狩川に注いでいる。中央部は、平坦な地勢で市街、飛行場、自衛隊駐屯地、農耕地に利用され、東部の丘陵地帯はほとんど農耕地となっている。

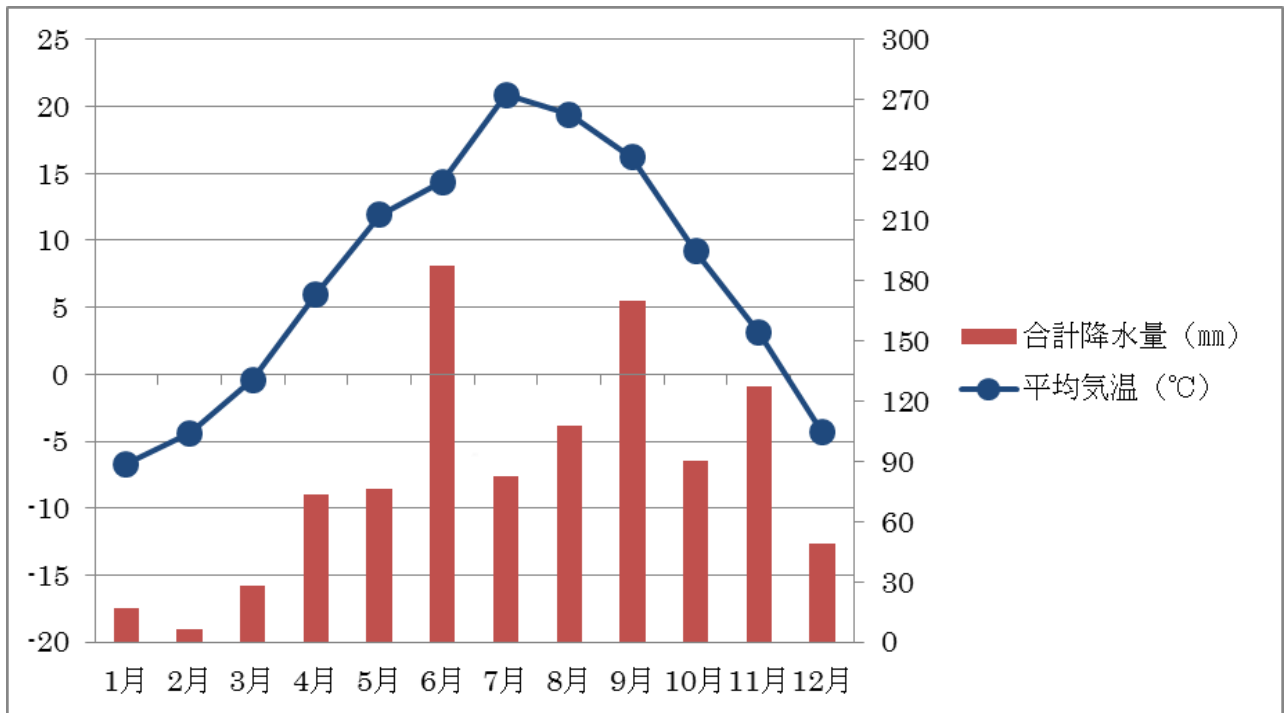


(2) 気候

本市は地理的条件により、太平洋側と日本海側両方の気象の影響を受け、風は春から夏には南風、秋から冬には北風がそれぞれ卓越している。

降水量は山間部を除けば道内の他の地方とほぼ同じで、降雪量は山間部を除けば比較的少なく、長期積雪のはじまりも遅い。春、秋は比較的晴れる日が多く、月平均気温は、盛夏期で20度位、厳寒期で氷点下5度位で、最高気温は30度以上になることが少なく、最低気温も氷点下30度以下になることはまれで、しのぎ易い気候である。

平成29年平均気温（ ）及び合計降水量（mm）



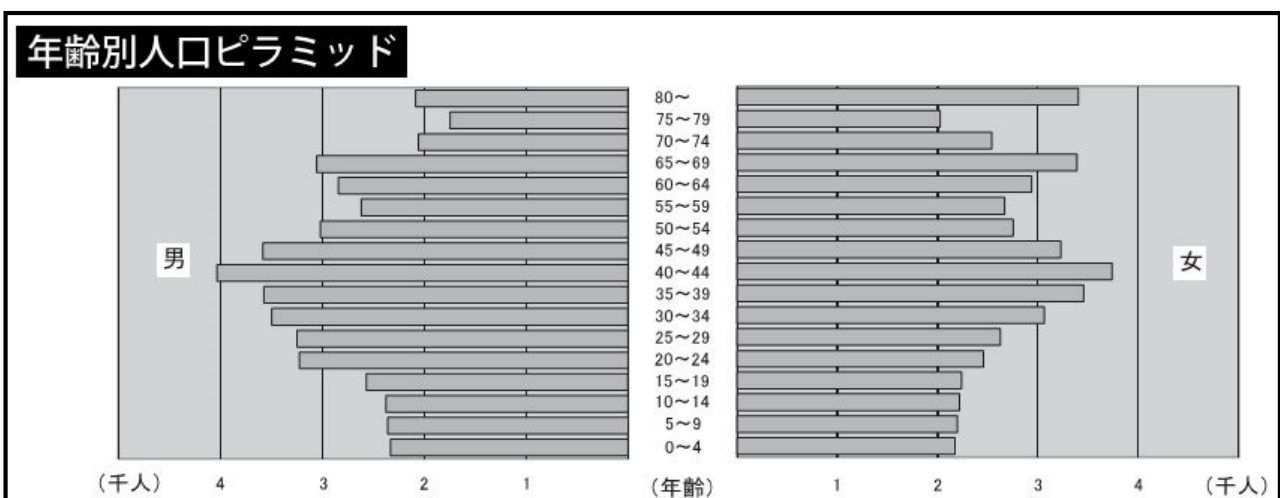
(3) 人口分布

本市の人口は、平成27年の国勢調査では、40,638世帯、95,648人（男48,588人、女47,060人）で、前回調査に比べ2,097世帯（5.4%）、2,044人（2.2%）の増となっている。人口増加数は、札幌に次いで高い伸びを示している。年齢別人口は、最も多いのは15～64歳の生産年齢人口で、61,908人（64.7%）、0～14歳が13,573人（14.2%）、65歳以上が19,979人（20.9%）である。なお、人口密度は160.8、平均年齢は42.9歳と、「北海道で一番若いまち」となっている。

人口分布は、JR千歳線の北部の清流や稲穂、高台、花園、末広、富丘などと、東部の寿、弥生、豊里、住吉、青葉など、さらにJR千歳線の西部の桜木、自由ヶ丘、信濃、北斗、新富など、市中心部を取り囲む住宅街に集中している。

年齢階級別人口
平成27年10月1日 国勢調査

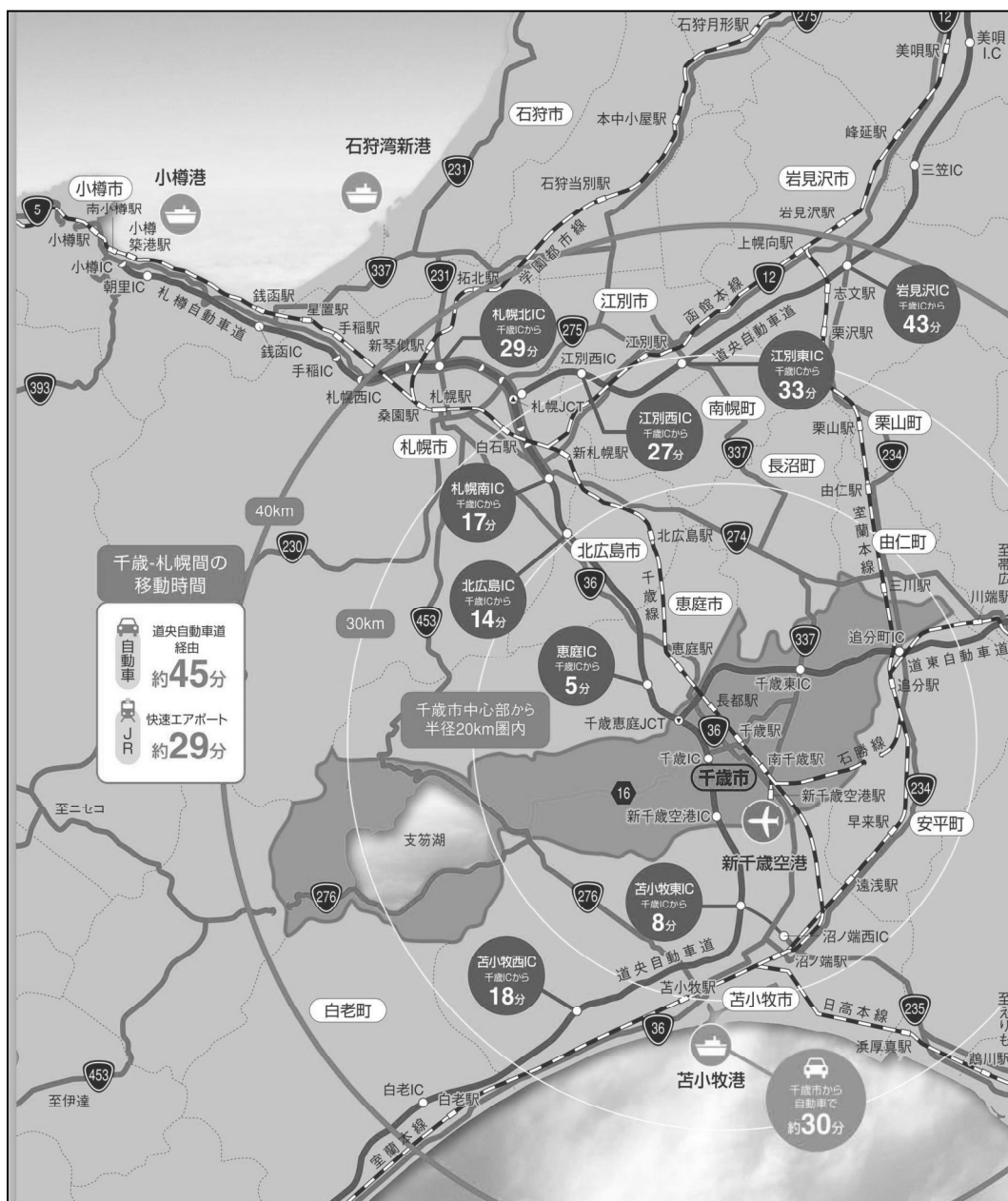
区分	実数			構成比(%)		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	95,648	48,588	47,060	100.0	100.0	100.0
年少（0～14）	13,573	7,011	6,562	14.2	14.4	14.0
生産年齢（15～64）	61,908	32,634	29,274	64.7	67.2	62.2
老年人口（65～）	19,979	8,851	11,128	20.9	18.2	23.6
年齢不詳	188	92	96	0.2	0.2	0.2



(4) 道路の位置等

道路は、札幌から千歳、苫小牧、室蘭までを結ぶ国道36号が中心部を走り、物流面で大きな役割を担っている。また、市中心部から長沼町、さらに江別までを結ぶ国道337号や、新千歳空港までの道道新千歳空港線、観光地の支笏湖を結ぶ道道支笏湖公園線、安平町まで繋がる道道早来千歳線などがある。

道央自動車道の千歳IC、平成25年に開通した新千歳空港ICは、札幌や苫小牧、室蘭など主要都市から新千歳空港に向かう車両に大きな利便性を提供している。さらに、千歳ジャンクションから夕張方面を結ぶ北海道横断自動車道が平成11年に開通している。また、新千歳空港と石狩湾新港を結ぶ道央圏連絡道路の整備も進んでいる。



(5) 鉄道の位置等

鉄道は、ＪＲ千歳線が札幌から苫小牧方面にのびており、市街地において高架化されたＪＲ北海道の最大幹線で、空港連絡鉄道としての性格を帯びている。新千歳空港旅客ターミナルビルの地下に列車が乗り入れる千歳線支線・新千歳空港駅は、「鉄空一貫」の連携した旅客輸送を行っている。また、南千歳駅は道南、道東方面（石勝線）への結節点として、特急・急行列車が停車するとともに、貨物輸送面でもＪＲ貨物札幌貨物ターミナルと苫小牧貨物駅が至近に位置している。なお、市管内には、千歳駅、新千歳空港駅、南千歳駅、長都駅、美々駅が設置されている。

(6) 空港

空港は、北海道における国際航空の拠点として、また国内の基幹空港として機能する新千歳空港があり、ＪＲ新千歳空港駅と連結した場所に所在し、3,000m滑走路2本と半円形のターミナルビルを備える。航空路は30年1月現在で国内線が27路線、国際線は17路線で、乗降客数は28年実績で国内・国際線合わせて2,131万2,000人となっている。特に、新千歳 - 羽田線は1日53往復が運行し、年間約970万人が利用している。また、国際線の利用客は、22年に国際線旅客ターミナルが開設され、利便性が格段に向上したことから、アジアを中心とした外国人観光客が増加し、258万人と過去最高を記録している。

(7) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、陸上自衛隊東千歳駐屯地、北千歳駐屯地、航空自衛隊千歳基地に陸空各部隊が所在している。これらの施設は市街地に隣接、あるいは至近な距離にあり、全体面積は4,906ヘクタールと行政区域の8.2%を占め、また市街化区域の約1.6倍もの広大な面積を有している。

陸上自衛隊第7師団は北部方面隊に属する我が国唯一の機甲師団で、石狩南部地区と胆振・日高及び空知地区の一部を警備担当区域とし、司令部がある東千歳駐屯地をはじめ、北千歳駐屯地などに部隊が駐屯している。

陸上自衛隊第1特科団は、北千歳駐屯地に団本部と主力が駐屯する野戦砲部隊である。また、第1高射特科団は、東千歳駐屯地に団本部を置く陸上自衛隊最大の高射特科団で、航空自衛隊と連携して北海道の防空に当たっている。

航空自衛隊千歳基地（千歳飛行場）は、北海道の第一線航空基地として北部航空方面隊に属する第2航空団が展開している。さらに千歳基地内には、重要区域を防空する高射部隊や、飛行場機能を維持する施設部隊、搜索や救助活動に当たる救難部隊、政府専用機を運用する部隊などが配備されている。また、航空自衛隊千歳管制隊は、千歳飛行場と新千歳空港を交通管制するため、管制塔から管制業務を行っている。



(8) その他

本市は、埋蔵文化財として国指定史跡2か所、市指定史跡1か所、国指定重要文化財3件、市指定有形文化財3件を有する。国指定史跡は、ウサクマイ遺跡群（昭和54年5月23日指定）とキウス周堤墓群（昭和54年10月23日指定）がある。また、国指定重要文化財は、動物形土製品（昭和54年6月6日指定）、土製仮面（昭和63年6月6日指定）、北海道美々8遺跡出土品（平成17年6月9日指定）がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、基本指針及び道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、基本指針及び、道国民保護計画に基づき、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定する。

(1) 着上陸侵攻

特徴

ア 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

イ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

ウ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。

エ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴

ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要である。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、たとえばダムが攻撃された場合には被害の

範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティーボム（放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。

留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市は、道警察及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、市長の退避の指示又は警戒区域の設定など、時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾又はN（核）B（生物）C（化学）弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。

イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

ウ なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

エ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、基本指針及び道国民保護計画に基づき、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

(イ) ダムの破壊

イ 被害拡大の概要

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

(イ) ダムが破壊された場合の主な被害

ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 大規模集客施設、空港、ターミナル駅等の爆破

(イ) 列車等の爆破

イ 被害の概要

大規模集客施設、空港等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) ダーティーボム等の爆破による放射能の拡散

(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

(エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

(ア) 放射性物質等

ダーティーボムの爆破による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。ダーティーボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。小型核爆弾による被害は、当初は主に核爆弾に伴う熱線による熱傷、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による放射線障害等である。

(イ) 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。

(ウ) 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 被害の概要

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。